

**令和４年度 第１回 大阪市障がい者施策推進協議会地域自立支援協議部会
(大阪市地域自立支援協議会) 会議録**

日 時：令和４年８月２９日（月）
午後３時００分から午後４時３０分まで
場 所：大阪市役所 地下１階 第１１ 共通会議室

司会（障がい福祉課 和田担当係長）：＜開会＞

松村障がい者施策部長：＜開会の挨拶＞

司会：＜委員紹介等＞

＜議題５について、審議内容が個別の案件に及ぶことから、資料等の一部非公開を決定＞

潮谷部会長：

改めまして、こんにちは。

部会長の潮谷です。

先ほど松村部長の方からもお話がありましたように、地域生活支援拠点等の事業の枠組みが一定出てきたかというふうに思っております。

また、相談支援体制の強化ということでワーキングを行ったことについての報告、また、それに伴うアンケート調査ということも行っているようです。

いつも通り、各区の活動、また、各区からの課題というものも出されておりますので、そういったご意見を踏まえて、この会議の中でも活発な議論をしていただけたらというふうに思っております。

大変資料も多くありますので、早速、次第の方に入っていきたいと思います。

90分となっておりますが、ぜひご協力をいただけたらなというふうに思っております。

本日の審議の進め方ですが、議題１は報告事項になりますので、事務局からまとめて説明いただいた後に、内容についてご意見がある場合は、お願いいたします。

そのあと、議題２、ワーキング会議の開催及び議題３の計画相談支援に関する事業者アンケートの実施に関して説明をいただいて、１回目の審議ご意見をいただけたらというふうに思っております。

そのあと、議題４という形で、２回目のご意見をいただけたらというふうに思っております。

少し、まとめて進めていくような形で、行えたらというふうに思っておりますので、ご協

力をどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、事務局から議題 1 についてご説明をお願いいたします。

司会：＜資料 1－1、資料 1－2、資料 2－1、資料 2－2、資料 3 について説明＞

潮谷部会長：

ありがとうございます。

議題 1 についてご報告がありました。

議題 1 についてご意見がありましたらよろしくお願いします。

挙手の上、マイクを使い、最初に名前を言ってからお話いただけますようよろしくお願いいたします。

古田委員、お願いいたします。

古田委員：

お疲れ様です。

障大連の古田です。

膨大な作業、ご苦勞様でございました。

大変やったと思います。

相談支援の状況は、やっぱり 1 番目に引かかるんですけども、微増と言いますけれども、しんどいところがさらに減っているような形ではないのかなというふうにも見えます。

例えば、港区が、今年の 1 月現在からさらに 1 か所減ったり、浪速区、阿倍野区、西成区も減っているように見えます。

もうこれ以上、減っていくと、(資料 4 の添付資料の) 資料 2－2 の方ですかね、これはちょっとワーキングで割ってみたんですけども、今の全体の利用サービスで全体の利用者数を事業所で割ったり、相談支援専門員の数で割ったりしてみたら、やっぱりかなりしんどいところを、1 か所で 100 人とか、1 人当たり 100 人抱えているような、これは単純計算ですけども、大体しんどいというふうに聞いていた区が、やっぱりこのようにかなりのケースを抱えて、もう限界状態に達しているんじゃないかなというふうに思います。

これは、このまま行けば、セルフプラン率は 50%ですけども、どんどん重度化、高齢化で、今まではセルフプランでいけた人も、介護保険併給になれば、セルフプランでは到底難しい。

ケアマネとかとのやりとりとか、訪問介護はどこの部分に入れるとか、かなり複雑になってきますんで、セルフプランではやりきれないということになって、計画相談に来られるっていうようになってくるかと思いますが、この今の状態では、もう 100 件も抱えて、それじゃなくてもしんどいところを、困難ケースとか重度ケースを抱えてしんどいところは、これからのセルフプランから、計画への移行に耐えていけないような、そんな状態にあると思い

ますので、これは、ぜひ今年度、解決に向けて頑張っていたきたいというふうに思っています。

潮谷部会長：

ワーキングの方でも、その辺りをどうやって相談支援事業所を増やしていくのかとか、サポートしていくのかというような話が出ていますが、なかなかまだ結論というところに至ってないかと思います。

今回のアンケートで、状況というのも分かってきている部分があります。

また後で、そのあたり、実態というのを踏まえて、皆さんご意見を言っていただけたらなというふうに思っております。

また、しんどう区に関しては、ちょっと強化をしていくような区というのを色分けしながら、今後明らかにできたらなというふうにも、個人的には感じているところです。

他にいかがですか。

鳥屋委員、お願いいたします。

鳥屋委員：

鳥屋です。

各区自立支援協議会の部会の中で、相談支援部会は、何年も前に全区揃ったということだったと思うんですけど、当事者部会がどれぐらいあるかっていうのは、市の協議会の方でも意識しておかないといけないと思うんですね。

やはり、自立支援協議会って、より地域の障がい者の声が反映させられる仕組みっていうところでいくと、やっぱり当事者部会がないと、なかなか実質、障がい者自身が自立支援協議会に参画できていないとか、いうことも考えられますので、そのあたりが大事かと思いました。

あともう一つ、指定相談支援の実施状況のところで、障がい児相談支援のところの利用率が、かなりばらつきがあるように見えます。

91%もいってるところもあれば、18%とか 20%台とか、このばらつきというのが、どうしてこのようにばらついているのかというのを、どう認識されているかっていうのを聞きたいというところです。

潮谷部会長：

ありがとうございます。

一つは、当事者部会について自立支援協議会の中で位置付けているところというのか、まだまだ限られているというところがあるかと思います。

これはやはり重要なポイントだと思いますので、また各区に呼びかける中で、ぜひ設置するという動きをしていただけたらなというふうに思っております。

もう一つは、計画相談の利用率のばらつきということですね、この辺りについて事務局の方から、何か特徴というのがありますでしょうか。

八木障がい福祉課長：

障がい福祉課八木でございます。

かなりばらつきがあるということで課題だなと思っているんですけども、わかりやすいのは、やはり事業所が少ない区が、やはり利用率が少なくなって、サービス利用の方が優先されて計画相談をつけるということがどうしても後回しになっている区があるのではないかなというふうに、事務局でも思っておりますので、その辺のところ、こういったご意見も踏まえながら、さっき潮谷部会長もおっしゃっていただいたように、区ごとの、しんごい区のところをちょっと取り上げながら、探っていくということもしていきたいなと思っていますところですよ。

ちょっと正確な分析とまでは言えませんが、事業所の数が少ないかな、そういう専門員が少ないというところが、やはり少なくなっているのではないかなというふうに考えているところですよ。

潮谷部会長：

岡委員、お願いいたします。

岡委員：

岡です。

基幹センターの自己評価のところの、基幹センターの相談受付数が300幾らから2,800まですごく差があって、一つは区の実情があるのでこれはこれで構わないのかなって思うんですよ。

これと、計画相談の実施率を比較してみたときに、例えば、その区で、基幹センターの相談がすごく多くて、事業所数が少ないというところは、たぶん基幹センターがその分をカバーしている区なんだろうなっていうのが見えてくると思うんですよ。

で、基幹センターの相談数も少ない、事業所の数も少ないという区は、例えば、何か違う課題を抱えていて、それで上手く回らないとか、なんかこう出てくる数字の中でも、もう少しその辺を分析していくと、たぶん、これ、大阪市全体で同じ課題で取り組んでいくっていうのはもう結構厳しいのかなという気がしてて、同じような課題を持っている区同士で、情報共有したりとかうまくいってるところと共有したりとかっていう、マッチングしていくようなことをしていかないと、たぶん、自分のところの区で解決していくのもなかなか難しいと思うので、そういう何かこう数字の整合性というのが見えてくるような資料があれば、非常に検討しやすいかなと思いますので、難しいと思いますが、よろしくお願いします。

潮谷部会長：

一度、基幹の状況も踏まえて、しっかり分析をするということですね。

また、その辺りどこかでできたらというふうに思いますのでよろしくお願いいたします。

他にいかがでしょうか。

酒井委員、よろしくお願いいたします。

酒井京子委員：

職業リハビリテーションセンターの酒井です。

自立支援協議会の活動報告のところで、前回まではいくつかの区でつながる場の活用と
かつながる場との連携みたいなものもあったんですけども、本年度、さっと見た感じでは、
そういった文言はないんですが、つながる場のあり方とか活用は、何か別のものに置き変わ
った、総合的な相談体制ということで何か別のものとなっているのか、何かその状況の変化
があったのかどうかを、ちょっと勉強不足ですいませんが、教えていただければと思います。

潮谷部会長：

この辺り、つながる場の実態っていうところの数字というのは分かりますかね。

酒井京子委員：

前回のこの場でも、つながる場というのが、いくつかの区がそれに触れられていて、24 区
でかなり温度差があるなんていうことで意見が出ていたかなというふうに記憶しているん
ですけれども。

何かその辺の状況の変化があったのかどうか、もしわかれれば教えていただければと思い
ます。

伊藤地域福祉課長：

地域福祉課の伊藤です。

ご質問ありがとうございます。

私どもの方で、今の、基幹相談支援センターの自己評価の方の様式の件はお答えをしかね
るんですけども、つながる場という意味で言いますと、特に取り扱いを変えているとかい
うのはなくてですね、参加機関につきましても、今、令和2年度と令和3年度途中までの数
字しかないんですけども、参加機関としても、いわゆる福祉機関の中では基幹相談支援セ
ンターの参加っていうのは、かなり多い参加機関となっているところでございます。
明確な答えになっているか分からないんですけども、以上でございます。

潮谷部会長：

今後、つながる場については、各区の状況に差があるっていうのも聞いておりますし、実

施状況の回数であるとか、あと内容ですよ、そういったところも出せるのであれば出していただいて、区ごとの差っていうのがあるのかどうかっていうのも、またこの辺りを分析した方がいいのかなというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

ほか議題1についていかがですか。

よろしいでしょうか。

各区からたくさん実態とご意見をいただいている中で、さらっといつてしまうのも申し訳ない気もします。

また中身を見ていただいて、気になった内容等ありましたら、後日でも結構ですので、事務局を通じて出していただけたらなっているというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次の議題に移りたいと思います。

事務局から議題2及び議題3についてのご説明をお願いいたします。

塩谷障がい福祉課長代理：＜資料4、資料5－1、資料5－2について説明＞

潮谷部会長：

ありがとうございます。

今出されました、アンケートの結果について、ご意見等ありましたらお願いいたします。

古田委員、お願いいたします。

古田委員：

まず、ワーキングを開催して、あまりにもさらっと書かれすぎているんで、ちょっと残念なんですけども。

みんなが言っているのは、計画相談は、もう国の報酬は低い、割に合わんと。

そういう中でつぶれていっているんで、もっと加算をなんとか2人配置加算とかそういうふうなことも含めて検討すべきやというふうに言わしてもらっているんですけども。

ちょっとその辺が余りにもぼかされているんで残念です。

廃止事業所と1人事業所のアンケートをとっていただいて、急いで集計いただいたのはありがとうございます。

その他の項目は全部端折られているんですけども、全件、その他でどのようなことが書かれてあったのかっていうのは示していただきたいと、最終段階では、そういうふうに思います。

廃止事業所は、たくさんケースを受け持ち過ぎてというよりは、ケースがそんなに集められてなくて、1人で頑張っていて、赤字、つぶれていっているというような状態で、一方で、運営には3人、4人ぐらい必要やということで、やっぱり相談支援って、日中活動でいつもいてはるメンバーとか、いつも関わっているメンバーの相談ではなくて、やっぱり外部

からいろんな相談ケースを受けるわけですが、それなりのスキルが必ず求められるんですが、けれども1人で頑張るしかない、そんなに多くはできない。

そして、赤字が続く。

もう法人からはやめてしまえと言われる。

そして、他の部門からも、法人からは、異動して、その赤字部門に配置はできないって言われて、人材確保ができないままにつぶれていくという悪循環を繰り返しているという。

孤立していて相談できる人がなかったみたいなことなんかも言われていますので、予想通りの結果かなというふうに思っています。

だから、その状態を、この悪循環のどこに手を入れてどう変えていくのかっていうことが必要です。

1人事業所の方のアンケートも、やはり収支で言ったら、マイナスのところが50%近くということで、1人事業所で件数をたくさん持っていたらバーンアウトしてしまいますし、かといって、報酬的にはしんどいんで、何とか2人以上をめざしたいということでしょうけれども、なかなか人材確保が難しいし、他の部分からも配置してもらえないという、これも悪循環が見えます。

国に報酬の問題はずっと前から要求してきていますけども、全国的に見たら、この報酬でやれているみたいに見られるんで、なんで大阪はこれだけしんどいのか、半分ぐらいのセルフプラン率しかないんかっていうところですけども、それが1人事業所の問5の方の困難事例を今回改めて聞いてみよう。

大阪はですね、地域で暮らしている重度障がい者が多い、全国で一番多い地域です。

なので、かなり長時間介護が必要な重度身体障がい、重複障がいの場合だったら、ケアプランはかなり複雑になります。

介護保険で言う、簡単なケアプランとは全然似て非なるものでありまして、1件のケアプランを複雑に24時間組み合わせて介護とかケアプランに落としていくには、かなりの労力が必要になります。

また、ケアプランができた後も、その事業所を全部埋めに探さないといけないっていうようなところで、長時間複雑な介護の計画の作成並びに事業所の調整確保、これを合わせたら、かなりの、ダブってるかもしれませんが、半分ぐらいが、そういうふうなボリュームがある。

或いは強度行動障がいの支援スキルの問題ですとか、頻回な電話対応とか訪問があるというようなケースとか、8050とか、やはり大阪は特にそういうふうな地域の課題が多くて、それを1人事業所も一生懸命支えているんじゃないか。

けれども、そのしんどい、どうしたらええかわからへんような、その相談内容についても、法人内の誰とも相談することもできずに、1人で抱え込んでしまう。

それがまたバーンアウトに繋がっていくんじゃないかなというふうに思います。

やっぱり人手を増やして欲しいという要望は多いし、アドバイスとか、スキルを高めてい

くような研修とかも出てきています。

なので、こういうふうな、それから最後のページでも、後方支援を求めてあったりとか、報酬の見直しとか、困難事例、スキルアップとかを求めてはりますので、これに対してどう具体的な方策を打っていくかという話になっていくと思います。

1人の事業所を単純に2人に増やしたからといって、その報酬の加算を市独自で打つというのはなかなか難しいでしょうけども、その研修とか、スキルアップの仕組みとセットにして、しんどいケースでも頑張って支えていこう、基幹センターとも一緒になって支えていこうと頑張ってしっかりやっていこうという事業所については、せめて何らかの報酬加算などをもって、そういう事業所を増やしていくということが大事なと思います。

これは先ほども言いましたように、区によってもかなりの格差が出てきています。

数倍の格差になっておりますので、特にしんどい区の問題の解決策と併せて、是非ともご検討いただきたいというふうに考えています。

また、下半期の早めにでも、これの集計を見た上で、ワーキングでまた方策検討をぜひお願いしたいと思っています。

潮谷部会長：

ありがとうございます。

まず、その他自由記述の部分っていうのは、速報ということで、すべては出てないようでしたので、また集まり次第、出していただいて、古田委員ご提案のように、ワーキングについては、下半期のどこかで設定できるようにしていただけたらというふうに思っております。

分析の方をもう少し詳しくしていた方がいいかなというふうに思いますし、あと、1人相談支援事業所で、例えば黒字になっているところとか、やりがいを感じているっていう部分でどういうところなのかというところの良い支援というところを出していただくっていうのも重要なんじゃないかなというふうに思います。

アンケートとワーキングを踏まえてということですけど、他にご意見いかがでしょうか。

藤野委員、お願いいたします。

藤野委員：

藤野です。

今、いろんなアンケートの結果の中で、一つ、加算とかの請求をするにしても、すごい業務が煩雑なところ、また事務手続きなんかもうすごい手間かかるというような形で、もうそれで手続きが負担やからということで、請求していないっていう形になっておりますが、先日、厚労省の方も、自治体のローカルルールに伴う事業者の負担を軽減するためにも、事務の簡素化を目的に政令を見直す方針だというようなことが出ていますので、こういう意見が出ているのなら、例えばこの事務的なものがもう少し楽になれば、もしかしたら、例えば、事

業所を閉めなくても続けていけたんじゃないか、いわゆる収入が増えるっていうことなんなんで、それがやっぱり煩雑であったためにできなかったんだったら、やめてないということもあるんで、その辺もちょっと細かく調べていけば、今後閉鎖する事業所が少なくなる一つになるんじゃないかなと思います。

それと、相談支援事業所が相談するのにいろいろ困って相談するところがないという部分であったりとか、基幹センターに相談しているとか、いろんな意見もある中で、基幹センターだけじゃなくて、やっぱり区役所の窓口も何か気軽に相談ができると、やはり相談支援事業所としても、区役所に相談して的確な指導や助言をしてもらったらすごく楽になるということがあるので、それも一つ要素として考えていただいたらと。

あと、もう一つ、基幹センターと各区役所がどれだけ連携をうまくできているか。

24 区でかなり温度差があるっていう話は聞いておりますので、その辺をまた調査していただいて、基幹と区役所が連携をすごく取れていたら、やはり事業所も、どちらにでも相談に行ける。

基幹に相談したら、区役所と連携がとれるから、区役所にすぐ言ってもらえとか、そうなってくると、やはり安心して業務ができるんじゃないかなと思います。

その点、一度検討していただきたいと思います。

潮谷部会長：

ありがとうございます。

この事務手続きの簡素化とかですね、加算を取るためのスキルっていうところについて、研修とか、実際のマニュアル的な映像とか、そういうものを具体的にやることによって変わってくることが、もしかしたらあるかもしれませんので、そういうことの企画をしていただけたらというふうに思っております。

また区役所と基幹、また事業所との連携というところでいうと、各区自立支援協議会の持ち方っていうのが一つ大きな鍵になるかと思いますので、積極的に区役所の担当者が自立支援協議会の方にも参加していただくということも大事かなというふうに思いますので、その辺りは、また各区の方に啓発していただけたらなというふうに思っております。

他いかがでしょうか。

鳥屋委員、お願いいたします。

鳥屋委員：

鳥屋です。

資料2-2で、区ごとに1か所当たりの分担数とか、いろいろ数字を出していただいているんですけども、ただ、実際のところは、区の中で、やはり相談、計画相談の利用者を持つておられる人数は、かなり事業所によって偏りがありまして、多いところは本当に多いんですけども、少ないところは、自分のところの利用者の1人2人ぐらいでそれ以外にやって

いないということで、結構ばらつきがあって、そのしんどさというのが、なかなか、もう少し、正味の実態をどう出すかっていうのがすごい大事かなと思っていて、中には、指定だけ受けていて、もう実際には稼働してないところもきっとあつたりするのかなというところだと、請求の件数とか、その辺の具体の、正味の状況を明らかにしないと、ぼやっとなっていて、すごく分かりにくい状況かなと思っています。

それと、相談支援専門員をやっぱり1人とか2人とか増やしていきたいと、皆さん、アンケートでもあるんですけど、なかなか相談支援専門員の資格の新カリキュラムになって、一応資格だけ持ってっていうことができなくなってきましたね。

予定者講習がないので、その法人内でも、新たに相談支援専門員を他の部署から回すとか、そういうことは非常に難しくなっている状況なので、相談支援専門員をどう増やすか、年間3法人3回の初任者研修の資格の取得の研修があると思うんですけども、あれでも、やはり応募したけど漏れるということも耳に入ってきています。

なので、もう少し受け入れる人数を増やすであるとか、もしかしたら本当に回数を増やさないといけないとか、どれぐらい応募があつてどれぐらい研修に落とされているのか、その辺をちょっと出す必要があるのかなというふうに思います。

潮谷部会長：

研修の方は、府の方になりますので、私も相談支援部会をやっておりますので、また府の方にも伝えていきます。

確かこれ、以前に比べると人数は減ってきたっていうのは聞いてはいるんですけど、落とされる方もいるっていうのも実態としてあるようなので、その辺りは一度確認したいというふうに思っております。

相談支援の実態について、例えば多く持っている事業所にヒアリングをするとか、逆に少なく制限している区、事業者さんに聞いてみるとか、その点、深く探っていく必要があるかなというふうに思いました。

他いかがでしょうか。

岡委員、お願いいたします。

岡委員：

岡です、よろしくお願いします。

廃止した事業所のアンケート、資料5-1の問2の②「毎月の計画相談支援の請求件数はおおよそ何件でしたか」のところですよ。

これは平均が13.8で、思ったより少なくてという話なんですけど。

例えば、あるケースなんですけど、うちは港区に基幹センターがあるんですが、すごく、事業者がいっぱい取ってくれるところがあるんです。

ただ、ようしないからといって返ってくるんです。

5件だったら5件が返ってくる。

それは基幹センターが全部やるというところでは、請求できないんですよね。

思ったより少なかったという中身がなぜそうなったのか、要するに、基幹センターがどうバックアップするべきなのかとか、地域で何が要るのかとかというのが、こういったところに多分隠れているのかなと、この数字の中身によって何が要るんだってことが見えてくるのかなって気がしていて、ただ単に、どこに行ったら相談支援のケースワークが取れてとかってというのがわからない事業所なのか、それともやった結果、請求までに至らなかったという事業者なのかってというのは、かなり差が激しいのかなって気がしています。

なので、ここはちょっと押さえてもらった方が、今後、ワーキングで検討していく中では非常に鍵になってくる部分ではあるのかなって気がするので、ぜひ分かれば、あとで教えていただけたらと思います。

潮谷部会長：

統計的にもクロスしてみたりして分かるようになるかもしれませんので、またこの数字の方を活用していただけたらなというふうに思っております。

他いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

では、相談支援事業所の強化ということについては、引き続き議題としてワーキングでも取り扱っていくということで、取り組んでいきたいというふうに思っております。

それでは、議題4の各区から報告のあった、市の施策にとして取り組むべき課題についてご説明をお願いいたします。

塩谷障がい福祉課長代理：＜資料6について説明＞

潮谷部会長：

ありがとうございます。

議題4の、市として取り組むべき課題ということで報告があったものでした。

これらの課題についてご意見等ありましたらお願いいたします。

古田委員、お願いいたします。

古田委員：

古田です。

昨年は市で取り組むべき課題について、ワーキングの意見も踏まえていただいたんやけど、今年はもう勝手に市でまとめておられて、かなり絞っているなというふうに思います。

専門員の拡充については、もう先ほどから議論しているところなので、加算も含めて検討をよろしく願いたいんですけども、あとケアマネジャーについてというのはもう取り

上げないとされていますけど、18 番と同じように挙げていただいて、これももう去年も出ていますけど、介護保険優先でと言いながら、それだけで組んでいったら、もう障がい者の今までの生活からかなりサービスが引き下がってしまうという問題が出ているので、この間、大阪市ではいくつか研修資料を作ってもらったり、障がいと介護保険で調整してもらったりしてきたんですけども。

まず市のホームページに、両方障がいからも介護保険からもどっちから見れるようなページを早く作って欲しいって言っているんですけど、それがまだできてない。

それをやりながら、ちょっと具体的なケースでこういうふうにケアプランもできますよとかいうところまで、ケアマネジャー、障がい特性も合わせて理解を深めていかないとトラブルが起こって当然です。

介護保険優先や言うて、それを使わせるみたいになるんやったら、せめて環境整備は市が責任もって早くやっていただきたい。

研修も強めていただきたいと思います。

それから高齢の認知症の課題も出てきています。

教育との連携も、これも教育委員会がどうか分かりませんが、うまいこといかないので、なかなか本人の支援に戸惑いが出ているというような状態があります。

それで支援困難ケースの対応、スーパーバイズとか言われていましたけども、スーパーバイズも人によってどの障がいが得意なのかとかありますんで、前もワーキングの打ち合わせで、どの障がい特性に対してどういうスーパーバイズができますというところまで、ちょっと掘り下げて、具体的に紹介していく、また、スーパーバイズができる人を増やしていくというようなことが必要ですし、その他の課題の6 番も同じ課題だと思いますけど。

だから、受け皿をやっぱり、強度行動障がいもそうですけども、いろんな人の受け皿をちゃんと作って育てていかないといけないんで、スーパーバイズと受け皿への研修なんかを更に強めていくような仕組みを作っていただきたいと思います。

それから、ケア会議に法定会議がないんで、なかなかつながる場に挙げても法定会議にのせられないからという問題がとどまっていますので、障がいのケース会議の法定化をしていただきたいと思いますが、これが、まだ2 年先どうなるのか、見通しがあるのかどうかもわかりません。

一方で、その他の課題でも出ていますけども、22 番とかは8050 ケース、この間も大阪市内で何件か見ましたが、8050 世帯とかで2 人とも亡くなっていた、障がい者だけには限らないと思います、サービス利用を拒否されてきたのかもしれませんが、これやっぱり2 人とも亡くなっているというのは何かできないものかと思っていまして、支援の見守りなんかで対応できないのかなと思って、見守り支援の仕組みで、高齢者の人と障がい者の人とか要支援の人が他にいるなら、その情報はどっかでストックしといて、どちらか一方に何かあったときに、すぐさま関係課で情報を共有して救いに入るみたいなことができないと、これからますます家族全員亡くなっていたみたいなケースが増えるんじゃないかな

というふうに危惧します。

そういう仕組みが、繋がりが希薄な世帯への支援についてとって、副市長が各区に号令をかけた仕組みが各区にできるのかなと思って期待していたんですけど、そういう仕組みも具体的にはないみたいです。

これはつながる場になるのか、繋がりが希薄な何かになるかわかりませんが、そんなことを言う場合じゃないんで、複合的な課題を持っている家庭においては、その情報を何とか共有して、どちらかに何かあったときにすぐ情報共有できる仕組みを急いで作るべきだろうと思いますので、22番とかは上げといていただきたいな、市で取り組むべき課題として。

それから、その他の課題で漏れているのは、7番の整備費補助、グループホームの整備費補助ですけども、今年から突然、区分5や6の人を受け入れたグループホームにしか補助しませんということで、今まであった、敷金、礼金補助みたいなものがなくされてしまいました。

この間、営利目的の法人がどっと参入してきているというのを知っていますけれども、そういう中でグループホームは増えてきたからということで、この補助がどうやねんと言われたんだと思いますけれども、結局、この区分5や6の人受け入れたところしか補助しないと言うたら、障がい種別によっては、例えば精神障がい者は区分5や6の人はほとんどいません。

他の障がいでも区分が高い人がいない、盲ろうとかですね、視覚障がいとかそういうのも入りますけれども、そういった障がいが一律に排除されることになってしまいました。

だからといって、精神に特化したグループホームがあろうか、退院促進がそんなに進んでいるのかといったらそうではありませんので、もう1回これは検討いただきたいなというふうには思います。

ただ8番のグループホームの、重度の人のグループホームをふやしていくための方策について、これは市で取り組むべき課題にしなくとも、一度グループホームについて実態調査をかけていただきたいなというふうな思いであります。

といいますのは、この間、経験の乏しい営利目的のところが参入してきて、簡単に障がい者を放り出してしまふ、ちょっと不安定になったら、もう契約解除だと言って追い出す事例がこちらの方にも数件入ってきました。

こんなことは今までなかったんですけども、そういうところで、かなりグループホームの基盤が大規模化を求めたり、そういう簡単に放り出すようなところも出てきているので、もっと事業指導、研修強化を図るべきで、またスーパーバイズも導入して適切な支援ができる環境を作っていくべきだと思いますので、7番と8番の課題はおって検討いただきたいと思っています。

それと、虐待の話も去年からまだ解決してないんですけど、虐待の件数だけを示している場合じゃなくて、やっぱりどういうパターンが多くて、どういうふうに解決すべきなのか、

区の対応もまちまちになってますんで、検証を強めるためにも、これは整理をお願いして提示をいただきたいなと思います。

今年、住吉区であった他団体の例なんですけど、虐待で成年後見をやろうとしたときに診断書を書いてくれる医者がいなかったということで、とても遅れてしまったみたいなケースであつたらしいんですけども、市大病院（大阪公立大学医学部附属病院）とか、最終の受け皿の、診断書を書いてくれる医者を確保するようなことは、ぜひ市でご検討いただきたいというふうにも思っています。

それと 24 番、25 番の災害の話は、個別避難計画の作成というのは災害対策基本法が改定されて作っていかないといけない、かと言って町内会とか、民生委員だけでできるものじゃないんで、ぜひこれは各区というよりも、福祉と事業所が連携して、個別避難支援計画を作っていく動きを全庁的にやっていくべきだろうと思います。

これは、一度、ワーキングで、危機管理室を呼んで、福祉の方と突き合わせをして、どういうふうな仕組みを大阪市内全域に広げていくのかというふうに取り組んでいただきたいなと思っています。

ちょっと 1 点、あと言い忘れたのは、9 番、10 番です。

これは市営住宅の差別がまだ相次いでいるという報告でして、平野区の障がい者ができないことを書き出さされて自殺に追い込まれたという痛ましい事件があつたんですけども、そのあとも、西成区、城東区、浪速区で、去年も、自治会活動をしないなら入居できないという無茶苦茶なことを言われるような差別が相次ぎました。

一方で、高齢化に伴って自治会活動やる人は少なくなっているというのが背景にあるんで、それ自身、市として補助をするとか考えてもらいたいとずっと言っているんですけど、なかなか難しい。

けれども、此花区でまだ出ているようにも思いまして、西成区のやつは去年のやつなのかどうなのか、これはまだまだ続いているので、本当に何とかしていただきたい。

市営住宅の全住民に対して、それは自治会活動というのはあるけども、それをもとにして、障がい者を追い詰めるようなことはもうやってはいけないんだってということで、はっきりとチラシと合わせて説明文をつけて、全戸配布をお願いしたい。

こういう差別があつたら、直ちに通報が来てなんとか解決できるような仕組みを早急に作るべきだろうと思いますんで、これまた差別解消の方が今週ありますので、そこでちょっと報告、それまでいただけたらなあというふうに思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

潮谷部会長：

ありがとうございます。

なかなか優先順位をつけていくというのは難しい作業かなというふうに思います。

この寄せられている課題というのは、すべての重要な課題というところで、対応していかないといけないところなんですけど、また、これはそれぞれ、市の方での動き、回答という

ものを入れていただいて、ワーキング等でどれを検討していくのかということで、検討させてもらえたらというふうに思っております。

大丈夫ですかね、その形で。

ただいま古田委員がおっしゃっていた、成年後見の受け皿となるお医者さんの確保とかはすごく重要な点ですし、介護保険との調整というところも、まだまだ課題があるというふうに聞いております。

グループホームの課題というのも、すごく大きなものがありますので、また現状等が分かり次第、出していただけたらなというふうに思っております。

よろしくお願いいたします。

市の施策についての課題について、他にご意見ありますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、議題5の方に入りたいと思いますので、事務局の方よろしくお願いいたします。

高田障がい支援課長代理：＜資料7、非公開資料について説明＞

潮谷部会長：

ありがとうございます。

日中サービス支援型グループホームの新規指定ということでご報告いただきました。

この件についてご意見等ありますでしょうか。

古田委員、よろしくお願いいたします。

古田委員：

日中サービス支援型っていうのは少し変わった類型でして、日中もホーム内に留めておいたら報酬が上がるみたいな類型になっているんで、やりようによったら閉じ込められるんじゃないかっていう懸念があったので、自立支援協議会でチェックすることになっているわけです。

愛徳福祉会さんがそういうふうな無茶な運営をされるっていうことではもちろんないと思うんですけども、一応確認させていただくことになっていますので、いくつか質問をさせていただきます。

まず、この地域自立支援協議会への報告は、省令では「グループホームを行おうとする者は」と書かれているので、市が説明して意見を聞くものではないです。

ですから、事業所の運営の中心をやっておられるサビ管か管理者が出てきて説明して意見を聞くということにしないとだめだと思います。

障がい者6名、ショートステイ1名のホームになって、結構重度の人、医療的ケアがいる人が多いということなんですけど、これが職員数も6～7人ぐらいで、果たしてそれでまかなえるのかなというふうに思います。

重度訪問介護の利用については書かれているものの、外出時みたいな形で書かれいているようにも見えるんですけども、ホームの中も重度訪問介護を使わないと、とても重心の人やったら体制が組めない、空白時間ができてしまうとか、そういうふうにならないのかなというふうに懸念されます。

世話人配置は3：1なのかな。

夜間支援は常時2人ですけども、これは入居者が男性と女性とかになれば、男女1名ずつなのか、常時2名が夜間に入るのか、男女1名ずつかどうか。

けれども、ちょっとスペース的に見たところ、詰所はちょっとそんなに広いように見えないので、そのあたりがまだやったら、もちろん別の部屋で泊まれるようにしてあげないと、同部屋というわけにはいきませんし、ちょっとその辺がどうなっているんかなっていうのは懸念があります。

それから、相談支援が使われると思うんですけど、法人外の事業所であることが望ましいというふうに国の方もされていますのでその辺も伺いたい。

それから、ケアプランも示していただいていますけれども、これは特定の1人の人だけのように見えるんですが、全員分のケアプランとかあと職員のですね、冒頭に言いました6～7人の支援体制がどういうふうに入っておられるのか、職員の勤務シフトを見ていかないと実際の生活が見えてこないで、そのあたりをまた教えていただきたいというふうに思います。

こういう日中サービス支援型ならここでチェックみたいになっちゃうんですけど、介護サービス包括型だったらそういうふうなことをする必要がなくて、ヘルパーもあわせて利用したら、介護サービス包括型の方がこの人数だったら有利になると思いますけれども、それをあえて日中サービス支援型の中でやろうとしているのであれば、その辺の事情も教えていただけたらというふうに思います。

これについては市が答えるんですか。

これについては、法人が説明して答えなければならないし、意見持って帰って記録もしなければならぬという決まりになっているので、それは省令から見てもおかしいと思います。

潮谷部会長：

複数のご意見あったかと思うのですが、この件について、船戸先生、答えられる部分ありますでしょうか。

船戸委員：

ありがとうございます。

古田委員ありがとうございます。

基本的には、外部の相談支援を使って、それで外部の生活介護に行っていていただいております。

す。

それから、移動支援も基本的には外部でやっております。

そういう形で今やっているんですけども、コロナの関係で、入ってすぐに帰っていただかなければならないようなことが起こっています。

まだ始まったばかりでガタガタしているところなんですけれども、収まって、これからをきちっとやろうかという形になっています。

すでに契約して生活介護に行っている方も、他の生活介護に行っておられる方もいます。

あと、1人の方は、訪問診療、訪問看護も入るという形になっています。

それから、住居のところは部屋に比べると狭い感じで受けられたんですけども、屋上のところに交流のスペースがありまして、そこでも交流ができるっていう形になっています。よろしいですか。

潮谷部会長：

ありがとうございます。

職員体制というところでは、古田委員がおっしゃった、男女の配置であるとか、日中の重度訪問介護の活用というところもいかがですか。

船戸委員：

日中は、基本的には外部の方々ですね。

それと、職員配置はできるだけ男女に分けるようにしているんですけども、夜は2名が泊まらなければならないですが、まだ男女1人ずつという形にはなっていないかもしれません。

ただ、できるだけ努力はしたいと思います。

潮谷部会長：

ありがとうございます。

古田委員、これは口頭だけではなくて、明文化してやりとりをした方がいいかなというふうに思いますので、その辺りよろしくお願いします。

船戸委員：

その方が助かります。

よろしくお願いいたします。

潮谷部会長：

ありがとうございました。

他に、この件について、ご意見等ありますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、最後の議題 6 の方に移りたいと思います。

事務局の方、お願いいたします。

塩谷障がい福祉課長代理：＜資料 8－1、資料 8－2、資料 9、資料 10 について説明＞

潮谷部会長：

ただいま、議題 6 について報告がありました。

この点についてご意見等ありましたらお願いいたします。

古田委員、お願いします。

古田委員：

いろいろ仕事が多かったんだと思いますが、これは 8 月 1 日付けでもうやっているけども、事前にやりとりができなかったんですか。

具体的な数字のところは最後の段階で埋まったので、ちょっと疑問点もあるんですけど、まず 2 泊 3 日程度で 15 日間の体験宿泊ということですけど、これを超える場合はもちろんあるということで、その時は福祉局と協議ということで、柔軟に対応いただけるようお願いします。

それと、複数回の巡回なら 1 泊 7,700 円となっていますけども、在宅の人で毎回受け入れてっていうことになったら、べったりつくというパターンになると思いますが、泊まりに来て何かあったら大変なことですから、慎重にやるはずだと思うんですけど、その場合は 1 時間当たり 2,500 円となっていますが、ちょっと書き方が、この間、夜間支援では労基の問題が、国も巻き込んで大変なことになりましたが、この労基の考え方を踏襲しているのかどうかっていうのが疑問です。

これ 1 時間当たり 40 分以上の支援を有する場合は 1 時間で算定するとなっていますけども、この支援の中身は手待ち時間、いわゆる本人がいつ言われるか分からないので、それに待機している時間は手待ち時間であって労働時間だから、そこは必ず何とかしなさいよという話になっていたと思うんですけど、手待ち時間も含めて 40 分以上という理解でよろしいでしょうか。

それとも、実際に介護した時間だけしかみないとなったら、いろいろと齟齬が出るので、そこはそういうふうに見ていただきたいし、巡回型でいけるっていう人がもしいるなら、この 2 回の巡回以外の時間は休憩時間とみなしていいという状態のみに限られるはずなんですけども、その辺りの確認をお願いします。

潮谷部会長：

時間のところの部分で、40 分というところの考え方について事務局の方いかがですか。

八木障がい福祉課長：

ご質問いただいた内容のとおり、重度訪問介護に準じて決めさせていただいています。

古田委員：

手待ち時間はオッケーというですね。

八木障がい福祉課長：

はい。

潮谷部会長：

他いかがでしょうか。

鳥屋委員、お願いいたします。

鳥屋委員：

鳥屋です。

一人暮らし体験支援事業のところで、我々の自立生活センターで自立生活プログラムとかに取り組むんですけど、結構、親元からの一人暮らしというところで、ずっと親元でおられているからこそ親が高齢になる前という意味があると思うんですけども、なかなかそれには結構期間がかかります。

6か月でいけるというのはなかなかで、重度であればあるほど、我々の経験でいくと1年以上とかいうのが当たり前というところで、泊数なんかも結構2泊3日から始めて、それから3泊4日とかどんどん増やしていったって、最終的に1週間通していけるかどうか。

重度の人にとって何が大変かっていうと、親のいない場所ということももちろんそうなんですけど、介助者との関係づくりというんですかね、自分が生活するために必要なことをどう伝えられるかの積み重ねに結構な期間とその回数が必要なので、ベースが6か月っていうのは短いなというふうに思いますし、あと大阪市と協議した時に、どれぐらい6か月を超えることを拒まれるのかなというふうに想像したりするんですけど、少しイメージが違うかなというところがあります。

潮谷部会長：

6か月っていうのは延期も可能かどうかということですけども、いかがですか。

八木障がい福祉課長：

障がい福祉課 八木でございます。

この事業を立ち上げて要綱ができたばかりでございます、なにぶん役所の仕事という

こともあり、年度初めから跨って計画を立てるとかいうようなことを前提に、要綱を作りにくいついていうところもあるので、利用期間等を超える支援をする場合は、協議をするということで、今おっしゃっていただいたような期間が必要となってくるかなとも思いますので、支援計画をどのように立てながら、その6か月以内なのか超えていくのかっていうのは障がい福祉課と協議しながら進めさせていただければと思います。

とにかく、事業を利用して、もう少しでも体験していただけたらなと思っているところですので、どうぞご協力のほどよろしくお願いいたします。

潮谷部会長：

協議の場は必ずあるということですね。

他はいかがでしょうか。

ないようでしたら、終了時刻も過ぎておりますので、議題6については終わらせていただこうと思っておりますが、最後、ご意見言っておきたいということありましたら、ご発言いただけたらと思っております。

鳥屋委員、お願いします。

鳥屋委員：

さっきの課題のところにも上がっているんですけど、防災に係る個別避難計画で、私たちがいる都島区の地域で、まずモデル的にやり始めているんですけども、今までやっぱり個別避難計画を対象者に郵送で送って、基本的に、本人とか或いは周りの方で書いてくださいということだけになっていて、本人が何を支援して欲しいかっていうのを記述するのはすごい難しいはずで、やはり計画相談の対象者であれば相談支援専門員とか、高齢の方であればケアマネとか、そういう間に入る福祉専門職がどう入るかが重要というふうに改定のポイントにも書かれてあるので、介入できる仕組みっていうのをやはり早急に決めないと、5年以内に個別支援計画を作るとなっているんですけど、もうあと4年半しか、進めるための仕組みづくりについて、自立支援協議会もかなり意識していただきたいなと思います。また、計画書を作って終わりじゃなくて、それをもとに、いかに避難訓練をするかっていうふうにも書かれてあるんです。

そこまでも含めて、大阪市としてどうできるかというのは考えない限り、多分計画書を作って終わり、計画書もあんまり返答がないまま終わってしまうのかなと思うので、その仕組みづくりをよろしくお願いします。

潮谷部会長：

今のは大変重要な点かと思いますので、また各基幹の方に、また計画相談事業所の方にも啓発してもらえたらなというふうに思っております。

古田委員、お願いします。

古田委員：

去年の課題なんですけど、どうなるんでしょうか。

進捗だけでも、今日も示すべきではないでしょうか。

出させるだけ出させて、今年に出す課題は去年のものと変えろとか言われて、みんな苦労しているのに、今日に何も示されない、進捗が何も示されないのはおかしいと思います。

毎回積み残し課題として少なくとも市で取り組むべき課題は、追って示しながら、どこが難しいのかっていうのもあるんだったらそれも示しながらやらないと、各区、みんな待ってくれていますので。

それは、この会議、次の半年ぐらいではなく、この間にでもちゃんと進捗を示してもらいたいと思います。

潮谷部会長：

また、去年もそうですし今回のも回答ができる部分というのは進めてもらって、またワーキングの方でさせてもらいたいなというふうに思います。

それでは、最後、副部会長、お願いします。

北野副部会長：

本当は、時間があれば、與那嶺委員や藤井委員からもご意見を頂きたかったのですが、今日は時間が押しているので、私の方から一言だけ。

一つは、古田委員がおっしゃったように、去年からいろいろな課題が出ていました。

特に、虐待については、かなり大きな課題で、実は今年の6月ですかね、児童相談所の方から、例の平野区のお母さんが知的障がい、子どもを亡くされたという虐待の事例が出ました。

それを読んでいると、子どもに対する関わりの支援はもう本当に綿密にされているんだけど、一方で障がいを持っているお母さんに対するサポート支援がちゃんとできてないというふうに感じました。

障がいを持っている方々に対する虐待について、もう少し真剣に取り組まないと、これから本当に怖いことがいっぱい起こってくるなって気がします。

ですから、この虐待について、住吉区の方で挙がっていたものは、もう進めさせていただいて、潮谷部会長にもお願いして、モデル虐待対応委員会を設置して、いくつかの事例を検討する場として、モデル事業展開をしようと思っていますので、またそれは報告させていただいて、全区で使う仕組みを作っていきたいなと思っているのが一つです。

もう一つは、やっぱり胸が痛むのは、廃止された事業者のアンケート取ってくれるようお願いしたら、ちゃんと取ってくれて、一番胸が痛むのは、この仕事が嫌だからやめたって事業所は1つしかありませんでした。

ほとんどの事業所は嫌じゃないのよね。

この仕事は価値がある、大事な仕事だと思ってくれているんだけど、運営、経営が成り立たないというね。

実は、大阪市内の某ケアマネ事業所が辞められるという相談があって、聞いてみると、一生懸命やっても 20 ケースしか持てないけど、20 ケースでは食えないという相談がありました。

でも、考えてみたら、介護保険のケアマネは毎月モニタリングだから、事例数と、要するに、上げる件数は同じだから、20 ケースもあれば 25 万円のお金が入るわけです。

一方、障がいの方は、20 ケースという意味ではあかんのよね。

要するに、毎月モニタリングの仕組みがないからね。

だから、かなりのケース持っていて、本当にしんどいケースをいっぱい持っていて、経常的に上げられるお金を上げられるケースはわずかで、しかも、基本相談は無料だからね。

プラスアルファで全然お金にならない相談もやっているんですよ。

介護保険はその基本的な相談という仕事がありますので、ですから、全くしんどいんですよ。

正直言って、本当に大変な状況の中で頑張っていらっしゃることがわかっていますので、大阪市が国に要望すると。

前にもお話ししたように、毎月モニタリングを簡便にできる仕組みを、あまりいろんな書類がなくても、介護保険みたいに、さっといって、さっと書類にハンコを押して、毎月モニタリングになるという、うちの母の経験でもわかるからね。

やっぱり、もっと毎月モニタリングの仕組みを、もっと多くのケースに展開できるようにするというのは、一つの選択だと思います。

もう一つは、豊中市では、私は、毎月、基幹相談と指定特定の事例検討会をやっています、弁護士さんが 2 時間、私が 3 時間、毎月、そういう事例について検討してまして、かなりいろんな事例が上がってきています。

その中でかなりやっぱりいろんな悩み、相談が、特に 1 人事業所から出てきています。

だから、そういう仕組み、事例検討する仕組みを、自立支援協議会の、この仕組みを使ったり、今、先生方も来ていただいているので、うまくやる仕組みを検討していただけたらなと思いました。

潮谷部会長：

ありがとうございました。

また継続的にご審議いただくことがたくさんあるかなと思いますので、ご協力をいただけたらというふうに思っております。

今日はたくさんご意見いただきまして誠にありがとうございました。

それでは第 1 回の自立支援協議会を終わりたいと思います。

八木障がい福祉課長：＜閉会の挨拶＞